

会 派 代 表 質 問 通 告 書

令和 8 年 8 月 2 8 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

会 派 名 (市民クラブ すばる)

高島市議会議員 1 6 番 藤 田 昭

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が 2 以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

・ 質問番号 1 の用紙にだけご記入ください。

・ 質問が一つだけの場合は必然的に 1 となりますので、記入は不要です。

- 初問は
- 1. 全項目一括質問一括答弁
 - 2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 2) 発 言 事 項	区・自治会の施設等整備事業に係る補助 制度の改正について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
市内の区や自治会などが主体となって行う集落内の道路・河川、水路、防災機材、集会施設等の整備に対する補助制度は、地域主体のまちづくりを支援する重要な仕組みであり、これまで一定の役割を果たしてきたものと認識しております。その中で、今回は河川・水路整備事業を一例として取り上げ、制度運用上の課題についてお伺いいたします。 近年では集落内の河川・水路などは老朽化の進行等により、豪雨災害への備えや生活環境の維持のため、大規模な改修工事が必要となる事例が増加しています。しかし、高島市の現行制度では、補助率については 2/3 以内、補助上限額は 150 万円、対象事業費が 50 万円以上となっており、大規模事業を行う場合では、実質的な補助率が著しく低下してしまいます。	

現行の補助制度では、地元負担が極めて大きくなる、単年度施工が困難となる、工事を数年間に分割せざるを得ない、結果として工事費も増加すると

いう課題が生じている事を、市はどの程度理解をされていますか？

一例として具体的事例を紹介します。要望集落では集落内の河川・水路整備工事を計画され地元業者から見積書を徴取されたところ総事業費として 1,500 万円もの高額な金額の提示があったとお聞きします。これを現行制度で試算をしますと補助率からは本来受けられる補助額は 1,000 万円となりますが、補助上限額が 150 万円のため地元負担額が 1,350 万円となり実質補助率は約 11%程度となってしまいます。

つまり、条例上は「2/3 補助」とされているが、取り組む大規模事業によっては今回のケースのように実質約 11%程度の補助金しか交付されないこととなります。これでは区・自治会は大型事業に取り組めません。制度本来の補助率を適用した場合は、補助率 2/3 であり補助額は 1,000 万円となり、地元負担は約 3 分の 1 の 500 万円で済み、制度本来の趣旨が実現されることとなります。このような現在の制度では、小規模工事には大変有効である一方、今回のような大規模な河川・水路整備では補助金上限額の制約により、市の実質補助率が約 11%程度まで低下するなど、制度本来の「2/3 補助」の趣旨が十分に活かしきれておりません。

また現在、まちづくり資金貸付制度が運用されていますが、現行制度では貸付限度額が 300 万円で償還期間が 5 年以内となっており、今回のケースでは仮に補助上限額を撤廃したとしても、地元負担額 500 万円が必要となることから、貸付金を利用する場合でも約 200 万円が不足し事業実施が危ぶまれます。こうした現状から、補助金の制度改正及びまちづくり資金貸付制度改正について以下お伺いします。

1 点目

上記のような大型事業に対応するため、補助上限額の引上げを行うお考えはありますか？

2 点目

区・自治会の一時的な資金不足等を補うため、貸付限度額の引上げと償還期間の延長を行うお考えはありますか？